

第 2 2 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成16年12月20日(月曜日) 午後2時00分			
召集の場所	志波姫町 エポカ21			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成16年12月20日(月)午後2時03分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成16年12月20日(月)午後4時03分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 登
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	高 橋 光 治
	"	佐 々 木 幸 一	"	遠 藤 實
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	白 鳥 英 敏
	"	山 田 悦 郎	"	三 浦 徹 也
	"	葛 岡 重 利	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 小 弥 太	"	高 橋 伸 幸
	"	鹿 野 清 一	"	佐 藤 多 恵 子
	"	佐 藤 千 昭	"	武 田 正 道
	"	鈴 木 守	"	海 老 田 慶 子
	"	高 橋 義 雄	"	白 鳥 文 雄
	"	高 橋 勇 輝	"	山 村 喜 久 夫
	"	太 斎 俊 夫	"	佐 々 木 昭 雄
	"	石 川 憲 昭	"	津 藤 國 男
	"	佐 々 木 幸 男	"	須 藤 茂
	"	大 内 朗	"	伊 藤 竹 志
	"	小 岩 誠 二	"	飯 田 明
	"	菅 原 佑	"	白 鳥 一 彦
	"	中 鉢 泰 一	"	千 葉 和 恵
	"	石 川 正 運	"	中 條 彦 登
	"	加 藤 雄 八 郎	"	佐 藤 利 郎
"	千 葉 伍 郎	"	白 岩 博	
"	佐 藤 幸 生			
"	佐 藤 重 美			

欠席者	委員	後藤和廣	委員	松田孝志
その他出席者	幹事長	大場秀也	班長(予算編成担当)	菅原昭憲
	副幹事長	佐藤重博	班長(調整担当)	小野寺桂一
	総務部会長	高橋正明	班長(調整担当)	鈴木秀博
	税務部会長	三浦康夫	総務担当	千葉恒男
	事務局長	鈴木正志	総務担当	伊藤大輔
	次長(総務担当)	阿部貴夫	総務担当	市川かほる
	次長(総務担当)	二階堂秀紀	調整担当	武田利喜夫
	次長(調整担当)	濁沼栄一	調整担当	小山雅規
	次長(調整担当)	千葉浩文	調整担当	菅原元
	班長(総務担当)	千葉雅樹	調整担当	佐々木貴徳
	班長(合併準備担当)	小野寺世洋	調整担当	片倉茂
	班長(電算処理担当)	高橋正淑		
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	大関健一	委員	佐藤覚次郎
傍聴	一般 16名 報道 2社			

次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議案
 - 議案第 8号 平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)について
- 5 報告事項
 - 報告第33号 廃置分合の告示について
 - 報告第34号 鶯沢町の字名変更について
 - 報告第35号 合併協定項目について
- 6 その他
- 7 閉会

1. 開 会 午後2時03分

鈴木事務局長 それでは、会議資料の確認をお願いしたいと思います。

本日この会場で配付しておりますのは、本日の次第でございます。

なお、本日使用いたします資料につきましては、事前に委員さん方に配付してございます議案第8号平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)、報告第33号廃置分合の告示について、報告34号鶯沢町の字名変更について、それから報告第35号合併協定項目についてという資料でもって本日の会議を進めていくことといたします。もし確認されまして、その不足等々ございましたら事務局の方にお話しをお願いしたいと思います。

それでは会議に入りますけれども、携帯電話につきましては電源をお切りになるかマナーモードにしてくださいようお願いいたします。

それではただ今より第22回栗原地域合併協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原会長から開会のご挨拶を申し上げます。

2. 挨拶

菅原会長 改めまして、皆さん方、大変ご苦労さんでございます。

ちょうど、皆さん方とこうしてお会いできますのが2カ月ぶりでございます。21回の合併協議会、10月19日でありました。

以来、事務局におきましても、まだ合併協定項目の中で協定にならない、たしか7項目ほどあった訳であります、いずれ鋭意分科会なり、なおかつまた幹事会なりを開会いたしまして、本日ご提案できるようになりました。まだそれでも2カ件ほど、どうしても協議できないというふうな、残っておるものもあるようでございますが、これはまた後で、何が残るかということについては事務局の方から後ほど説明をいたさせますのでよろしくをお願いしたいと思います。

この栗原地域の合併問題につきましては、間違いなく4月1日に合併に向けて進んでおる訳ですが、いろいろと新聞紙上なりテレビ報道などを見ておりますと、本当に合併期日が間近に迫ってきておる中で、他の地域におきましてはいろんな問題が出ておまして、いろいろと合併を阻害するといいますが、合併に向けてなかなか進んでおらないといいますが、そういう地域が出てきておるようでございまして、我が栗原地域にあってはそういうことはなくして、順調に進んでおるということは何よりも本当によかったなというような感がいたします。

いずれにいたしましても、残された期間、あと3カ月でございます。いろいろと委員の皆様方からもご指摘等があるものもありますが、今日の協議会、提案いたします案件、ただ今事務局の方から本日の審議いたしますご配付の内容等、確認があったとおりでございますので、これらが協議議題になりましたならばそれぞれ詳細説明して参ります。

何分にもよろしくお願いを申し上げまして、開会に当たっての会長からの挨拶とさせていただきます。

鈴木事務局長 これより会議に入っていく訳ですけれども、本日欠席の届け出につきましては、金

成町の後藤委員さん、縣市町村課の松田委員さん、2名から欠席の届け出がございます。

なお、若干遅れるという連絡が高清水町の武田委員さんから届いております。現在49名の委員さん方に出席をいただいております。協議会規約に定めます定足数に達しております。

それでは、協議会規約に定められておりますとおり、以降の議事進行につきましては菅原会長にお願いいたします。

議長 それでは、本日の第22回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の協議会の日程は、お手元に配付のとりの次第に従いまして進めて参ります。よろしくお願ひ申し上げて参りたいと思います。

3. 会議録署名委員の指名

議長 まずもって3番目、会議録署名委員の指名について。

これは、例によりまして会長の方から指名することにしてご異議ございませんね。

(「異議なし」の声)

議長 それでは異議なしと認めます。

それでは、栗駒町長の大関委員、それから一迫町長の佐藤委員、両名をご指名申し上げますのでよろしくお願ひ申し上げます。

4. 議案

議案第8号 平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)について

議長 それでは、ただ今から会議に入ります。

まずもって、4番目の議案。

議案第8号 平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)についてを議題に供します。

内容について、朗読を兼ね事務局の方から説明をいたさせます。

阿部事務局次長 それではお手元の資料、議案第8号 平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)についてを説明いたします。

議案第8号

平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)について

平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,000千円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ20,222千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成16年12月20日提出

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

今回の補正につきましては、歳出におきまして、協議会の開催回数が増えたことによります委員さん方の報酬、食糧費並びに会場借り上げ料の増額他、事務経費におきましては、各種の会議資料の作成におきまして、積極的に電子媒体など活用したことによる需用費の削減、それから新市建設計画の印刷料、これらの執行残等々による減額調整でございまして、これらを歳入における県交付金を減額して調整するものです。

それでは、お手元の資料3ページ、事項別明細書をご覧くださいと思います。

2歳入、2款県支出金1項県補助金1目県補助金ですが、これはみやぎ新しいまち未来づくり交付金で、歳入合計補正前の額25,222千円から5,000千円を減額し、20,222千円とするものです。

次に、3歳出、1款運営費1項会議費1目会議費、補正前の額2,240千円、補正額30千円の増となり、計2,270千円となるものです。これは1節報酬から14節使用料及び賃借料まで説明書きのとおりでございしますが、先ほど申し上げましたとおり協議会開会回数増に伴う委員報酬食糧費及び会場借り上げ料の増額補正と、旅費及び議事録作成委託料の減が含まれることから減額補正するものです。

続いて、4ページをご覧ください。

1款運営費2項事務費1目事務費、補正前の額から2,432千円を減額し、11,962千円となるものです。これは、4節の共済費から18節の備品購入費まで説明書きのとおりですが、4節の共済費及び7節賃金については、臨時職員に係る社会保険料掛け金率の改正に伴う増並びに勤務実績の見込みに伴う賃金の減額です。

以下、主な点のみ説明します。

11節需用費については先ほどもご説明しましたとおり、会議資料等の作成において積極的に電子媒体を活用したことによるコピー用紙等の削減等により2,420千円の減を、12節役務費については事務局の解散に伴う備品什器等物品の引っ越し運搬費用588千円を増額補正するものです。

また、14節使用料及び賃借料については、コピー機使用実績の減及び高速道路使用回数の減等により366千円を減額するものです。

続きまして、2款事業費1項事業費1目事業費、補正前の額から2,598千円を減額し、538千円とするものです。

これは、主なものでは11節需用費の印刷製本費において、新市建設計画の印刷経費の執行残や、事務事業調整報告書の電子媒体化によることにより作成しなかったことなどによりまして2,144千円を減額するものであり、13節委託料では協議会ホームページ更新管理委託料の実績に基づき454千円の減額となるものです。

以上、歳出合計、補正前の額から5,000千円を減額し、20,222千円とするものです。

なお、今回の減額する県交付金5,000千円につきましては、来年度栗原市合併関連事業費に活用される予定でございます。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今、議題に供しました議案第8号の内容の説明が終わりました。

ここでご質疑を承ります。質疑ございませんですか。

(「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第8号 平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)については、原案どおり可決することにしてご異議ございませんですね。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。

それでは、議案第8号は原案どおり可決することに決定して参ります。

5. 報 告

報告第33号 廃置分合の告示について

議長 続いて、今度は報告事項に入ります。

報告第33号 廃置分合の告示についてを報告議題にいたします。

内容の説明をいたさせます。

阿部事務局次長 それでは、お手元の資料、

報告第33号

廃置分合の告示について

栗原地域10町村の廃置分合について、総務大臣により別紙のとおり告示されたので報告する。

平成16年12月20日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

これは、栗原10町村の廃置分合並びに合併関連議案が去る10月13日、県議会9月定例会において可決されたことに伴い、同日付で知事が廃置分合を決定し、去る10月15日に県庁において、知事から各町村長さん方に対しまして廃置分合決定書が交付されたところでございます。

これを受けて、別紙のとおり平成16年11月10日付総務省告示第878号により総務大臣告示がなされ、来年平成17年4月1日の栗原市誕生が確定したものでございます。

説明は以上です。

議長 この報告については以上のとおり了承するということで、よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、報告第33号 配置分合の告示については、以上のとおり了承することに決定をして参ります。

報告第34号 鶯沢町の字名変更について

議長 続いて、報告第34号 鶯沢町の字名変更についてを報告議題に供します。

内容の説明をいたさせます。

阿部事務局次長 それでは、お手元の資料、
報告第34号

鶯沢町の字名変更について

鶯沢町より、字名変更について別紙のとおり通知があったので報告する。

平成16年12月20日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

鶯沢町における字の名称変更にあたっては、その内容について別紙のとおり地域住民の方々の理解が得られ、町議会の了承を踏まえて調整がなされまして、併せて仙台法務局築館支局との協議が整ったということから、鶯沢町長さんの方から通知がございました。

詳細については、別紙のとおりでございますので説明は割愛いたしますが、鶯沢町における字の名称変更については、前回協議会で報告いたしました高清水町、瀬峰町、金成町と合わせて本書のとおり平成17年4月1日栗原市発足と同時に変更されることとなります。

説明は以上です。

議長 ただ今、報告第34号 鶯沢町の字名変更についての内容の説明が終わりました。このことについて、何かご質疑等ございますか。はい、どうぞ。金成の委員さん。

飯田 明委員 金成の飯田と申しますけれども、鶯沢町の方、字名変更ということで、簡単にいうと栗原市何々町の町が取れて、それで字も取れたというふうに解釈しておりますし、先に高清水町と瀬峰町、金成町もこれは字が消えているんですけども、他の町村さんにおいてはこれ、町、村は抜いて字は残すという形でこのままいくのか、あるいはその後調整が進んでいるのかどうか、ちょっとそこら辺のところを一応ご回答いただきたいんですけども。

議長 分かりました。事務局、質問の内容についてご答弁下さい。

濁沼事務局次長 結論から言いますと、それ以外の町村については字がそのまま残るということになります。ただ、この見直しについては、新市においているんな組織を作って、その中でその議論を深めて検討するというご説明をさせていただいております。

議長 よろしゅうございますか。（「はい、分かりました」の声）

その他ございますか。ございませんですか。

それでは、報告第34号 鶯沢町の字名変更については、報告どおり了承することによりよろしゅうございますね。

（「異議なし」の声）

議長 それでは、報告第34号 鶯沢町の字名変更については、報告どおり了承することに決定をして参ります。

報告第35号 合併協定項目について

議長 続いて、報告第35号 合併協定項目についてを報告議題に供します。

この内容でございますが、今日の報告事項は、五つに分かれております。それで、全部一緒にということではなしに、この協議第15号から協議番号ごとに説明をして、質疑を承っていきたいと思いま

すが、いかがでしょうか。（「はい」の声）よろしゅうございますね。

では、そのとおり進めて参ります。

それでは、まずもって1ページ目を開いて下さい。

協議第15号 納税関係事業について。その中の 納税組合については、社会的役割が大きいと思われるので、そのまま新市に引き継ぐものの、補助金、助成金、奨励金については、見直す方向で調整するというので、これがまだ調整になっておりませんでした。今日まで事務局並びに各町村のそれぞれの担当の職員において検討いたしまして、このような報告事項が出て参りました。

それでは内容について説明を求め、これから質疑に入りたいと思います。それでは説明をして下さい。

濁沼事務局次長 それでは、1ページをお開きいただきます。

初めに 1から 4までの項目があります。この網かけのしている部分について若干説明をさせていただきます。

この1ページは、協定項目中、合併時まで調整するとしていた項目であります。前回の第21回協議会までに報告されておりません残り4項目の一覧であります。

今回は、この7項目のうち5項目につきまして調整協議が終わりましたので、その内容について報告をさせていただきます。

黒く網かけをしております の納税関係事業に係る口座振替手数料につきましては、現在各金融機関と協議調整中であります。それから、 の一部事務組合等の取扱いに係る鶯沢町外1カ町共有林野組合につきましても、関係町村であります鶯沢町、栗駒町においていまだ協議調整中ありますので、今回の報告からは省略をさせていただきます。

それでは、2ページをお開きいただきます。

2ページの資料1であります。

納税貯蓄組合に対する補助金につきましては、第5回の協議会におきまして、委員の皆様から大分ご議論を頂戴いたしました。新市においても確実な市税の確保のため、納税組合の活動内容を評価しながら、引き続き組合組織の育成強化を図っていくこととしたところであります。

具体的には、新市における補助金名は、栗原市納税貯蓄組合事務費補助金とし、個々の納税貯蓄組合に対する交付算定方法といたしましては、これまでの納付割額を廃止し、基本的に組合員割と組合割、それに納税通知書1通当たりの金額割といたしました。

左欄の表をご覧いただきたいと思いますが、黒く網かけをしておりますのが新市の算定基準であります。これまで個々の納税貯蓄組合に対する町村補助額が余りにも格差がありました。これを段階的に解消するため、組合員割は1人当たり500円から3,200円の額内での設定といたしました。また、栗原市納税貯蓄組合連合会に対する組合長研修等に関わります補助金につきましては、新市における連合会組織の支部体制等を考慮し、平等割額、組合数割、世帯割の3方式で積算し、加えて事務費補助金を交付することといたしました。この算定基準からいいますと、新市における個々の納税貯蓄組合に対する補助金と、連合会に対する平成17年度補助金の予想総額は6,830万円程度となり、平成15年度の各町村の補助実績額の総計を大きく下回らない金額となっております。以上であります。

議長 ただ今、説明がありました。ご質疑等。はい、どうぞ。千葉委員。

千葉伍郎委員 何点かにわたってお尋ねをします。

ここの資料の中にあります確認内容の中で、 となっております補助金、助成金、奨励金については見直す方向で調整をするんだということでありました。その根底には、例えば納付割合に対する助成あるいは組合長手当等々のものを切ることが前提になっているようですが、いずれにしてもこのことによって納税組合組織の存立に係わる問題が発生をしてくるのではないか。その産物として、ここに新しく出ましたように組合員割1人当たり500円から3,200円。500円から3,200円といえば幅がある訳です。示していただきたいのは、具体的にどの町の連合会が幾らで、その移行措置として、現在何々の町は何年間調整をする、調整期間は何年間だと。その間はとするんだという形は、具体的にお示しいただきたい。

それから、この根底にありますのは、例えば前納奨励金のお話もそうでありますが、金持ち優遇だという定義がありましたね。現実の問題として、私も納税組合をやっていますが、例えば国民年金の例を見て下さい。納税組合から引き上げて、口座振り込みにいたしました。今社会問題になっていますね、現実の問題として。例えば、この制度さえも6ヶ月前納、1年前納で、国の政策でさえある訳です。そして納税の奨励をしようという制度がある訳です。国民年金の場合は、1年分の前納で1.77%、約1.8%です。6ヶ月分で0.8%。こういう制度にしてさえも滞納が問題になっている訳です。納税組合から離れた結果、今社会問題になっているものは間違いありません。口座振り込みにした結果。ですから私は、各町村の不納欠損額の状況などもまだ詳細に分かりませんが、納税組合の存立と各町村の不納額の問題は、私は比例しているんじゃないかと思っています。さっとだけ見てきましたから。そういう状況にある訳です。ですから、私からこの納税組合を強化しようなどということは言う必要もないかもしれませんが、現実の問題として滞納問題が大きな行政の課題になっているときに、納税組合そのものを育成するのならいざ知らず、縮小再編成をしていくという意味での今回の措置ではないんでしょうか。ここのところを私はきちっとやはり捉えてもらわないと。

ちなみに、ここに来る関係で、私の方の一例を申し上げます。31名の組合員の例をしてみました。現在、私の町ではトータルでこの組合員に対して19万4,400円トータルで出しています。一般税です、町県民税や固定資産税や軽自動車税、国保税等々を含めまして19万4,400円の納税組合育成費がトータルで出しています。この問題を今提案をされているような内容で参りますと、10万8,250円になる。このような開きが出てくるんです。ですから、私は今回の見直しというのは納税組合の崩壊につながっていくのではないかとということとあわせて、私も議員をしておりますから、町の滞納対策のために、日夜職員が出払うという状況が現実の問題として訳です。そうしますと、納税組合の示す役割というのは、重要だとは口では言っているけれども実際は縮小再編成の方向に今進んでいるんです。ここにメスを入れなければならない。皆さんの考え方でしたら、執行部の考え方でしたら、この問題は一番先にまともならなくてはならない。なぜまともでないかと。今日まで、合併時まで調整するものが、他の議案と違って今日まで延びてきたかというのは、ちゃんとその中には背景があるでしょう。各町村ごとの議論の結果。ここが私は問題だと思っています。ですから先ほど言ったように、500円から3,200円の内容をしっかりと聞かせて下さい。

それからもう一つ。含まないんだと言われればそれまでですが、この納税組合補助金の取扱いについ

ての項目でいきますと、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税だけです。私の納税組合の例を申し上げますと、うちらの場合は行政要の中では介護保険、上下水道がある訳です。特別会計分です。これらはこの試算の中に入っていないんです。そうしますと、この特別会計部分の扱い、どこで1回議論するのか。対納税組合との関係でいえばどこで議論をするのか。企業会計の関係あるいは特別会計の関係がありますから、それぞれ別なところでやるんですか。ここをまずお聞かせをいただきたい。

それから、この中にあります納税通知書1通当たり80円とあります。これは納期が六つ分かれていても1冊は1冊。水道料金のように12枚一つづりになっていても1冊は1冊ですね。こういう考えでしよう。ですから、この計算でいくと納税組合の存立が危ぶまれる状況が出てくるのではないのでしょうか。ですからこの企業会計をあわせて介護保険、上下水道等々の扱いは、ここに至るまでの間でどういう交渉の経過が、内部の専門部会での話が行われたのかお聞かせをいただきたい。

最後に、この下の方の口座振替手数料、これは納税組合の経費を出すのと平行して、中身がセットでなければ私はならないと思いますよ。今、ある金融機関は、自分の通帳から土曜、日曜日おろすときさえも手数料を取られるんです。ですから、これなどはまさに入札制度で手数料の問題、取っていない金融機関もあるんですから、現実には、こうなりますとこの手数料の問題というのは、幾らで決まるかによっては全体口座振り込みに振り替えていくという考え方とは、私は相反する問題が出てくるのではないかと考えております。ですから、前の指定金融機関の際にもお話ししましたが、この手数料問題というのは今クローズアップされておりますから、4月1日からのペイオフのことも考えますと、金融機関はただでは済まさない話ですから、これはどこまで交渉が進んで、何が一体隘路になって引き続き調整中なのか。これはセットでお聞かせ下さい。

議長 3点ありました。それでは事務局、まずもって第1点目、説明をして下さい。第2、第3引き続いて。

濁沼事務局次長 初めに、組合員割額1人500円から3,200円の関係であります。

これは、部会等において大分議論がされました。初めは、この500円から3,200円という1人当たりの金額の幅を持たせない部分で検討いたしました。いろいろ検討した結果、具体的な内容からいいますと、この500円から3,200円を1,200円という部分でいるんな議論をした経過がございます。ただ、そうなりますと15年度の納税組合に対する補助総額、この部分と対比しますと金額にして約1,000万ぐらいの減額になるという部分がありました。こうしますと、先ほど千葉委員さんからもお話があったんですが、今の納税組合の重要性、それから税金の徴収率、それから滞納税、こういう部分からいいますと、少なくとも納税組合が果たしております機能は非常に重要な部分を担っているということで、これも前の納税組合関係でもいろいろご議論いただきました。新市においては、やはりこの納税組合の組織を大事にしながら育てていこうと。それが結果として市税の滞納税の減少につながるということで、先ほどもお話ししましたように、その必要性なり、それから新市における育成も含めて育てていくということにいたしました。

ただ、先ほどの完納奨励金の関係があります。これも前回もこの議論の中でお話しさせていただいたんですが、各町村の中で完納奨励金、納付割額に基づく納付割の部分なんですが、この部分は例えば15年度を例にとりますと、10町村の総額の中で約57%、3,500万強の金額がこれは納付割額に基づく交付の内容であります。この部分につきましては、前にも説明させていただきま

した。いろんな全国的な納税貯蓄組合に対する補助金の交付の仕方の違法性の問題とか、それから嵐山とか小田原市におけるいろんな住民訴訟の関係等からいって、やはりこの納付割額に対する補助金というのは極めて問題があるということで、この納付割額に基づく補助金はやはり廃止をすべきということであります。ただ先ほど言いましたように、10カ町村の総計の中で57%ぐらいが納付割額の部分ですから、これを廃止になるとすれば、残りの部分というのは43%ぐらいの補助金額にしかならないと。そうしますとこれは非常に、新市における納税組合を育て育成していくということからいって、極めてこれは問題となるだろうということで、この補助金の試算内容を変えて、先ほど言いましたように組合員割額であったり、組合割であったり、納税割ということで、15年度の総額とほぼ同額の部分を制度として残すということにいたしました。

ただ、この500円から3,200円、これはずっと新市においてこの幅でやっていくのかという問題からいいますと、これは税務部会等では、先ほど言いましたように、この組合員1人当たりについては幅を持たせるべきでないだろうと。やはり新市の平等性なり一体性からいいますと、これはきちっとした額を示すべきだろうという議論がありました。結果的に言いますと、新市においては1人当たり1,200円程度にするのが一番望ましいだろうというような方向づけがされております。ただ、そうしますとこの1,200円に近づける部分については、一気にその1,200円でやるのかといいますが、先ほど言いましたようにこの金額1,200円で精算しますと、15年度総額対比で1,000万ぐらいの減額になるという部分で、これは一度にこういう減額をすると納税組合そのものが活動できなくなりがちではないのかということで、これは段階的に1,200円にしていくということにいたしました。具体的には19年度にその1,200円で統一をしたいということでありませう。そうしますと、17年度は500円から3,200円、町村からいいますと500円という部分が志波姫町さんであります。それから、3,200円という部分は高清水町さんであります。それを全体的に調整をしながら、18年度については800円から2,200円の幅の中で調整をします。これも一番高いのはまた高清水さんの2,200円、低いのが志波姫町の800円ということになります。19年度には、1人当たりは1,200円で統一した金額の中で補助金として交付をしていきたいというような考えであります。

それから、介護なり水道料金の関係であります。この部分については、これは納税貯蓄組合という補助金については、これはお分かりのように税に対する部分の制度化されている納税貯蓄組合法に基づく補助の関係でありますから、ここで出させていただいてる部分は全て税に関係する部分であります。

それから、一番最後に、口座振替手数料の関係のお話がありました。

この口座振替手数料、今回調整ができなくて次回にということにしたのは、この口座振替手数料、例えば市民の皆さんの通帳から税金を自動的に引き落としをするという制度であります。この部分については現行手数料関係が金融機関によってまちまちでありますけれども、10円から15円の幅の中です。例えば、同じ金融機関であっても町村によっては10円のところが、ある町村では15円というような部分で幅があるというふうになります。ただこの部分については、これは皆さん方が自動振り替えになったときにご負担をする部分ではなくて、件数によって市がその金融機関に支払うという手数料になります。でありますから、これは住民の方々に直接懐を痛めさせるという部分で

はなくて、町が金融機関に支払いをするということになります。ただ、これも10円と15円では金額的には非常に近いような感じがしますが、50%開きがあるということで、これは新市においてやはり統一すべきということで、今金融機関と調整中であります。来週もまた金融機関の代表者の方々に集まっていただいて、具体的にまた話し合いを持つことにしております。

この部分については、今日の協議会までに結論が出なかったということで、次回の協議会ということにさせていただきました。口座振替手数料、くどいようですが、住民の方々が負担する部分ではなくて、市が金融機関に支払いをするという金額の部分であります。以上であります。

議長 千葉委員。

千葉伍郎委員 答えになっていないんですね。個人が負担するか行政が負担するかの議論ではないんです。トータルで行政が納税組合の育成にしる銀行に払うにしる、手数料の問題については行政が払うから余り問題にしなくてもいいんですという訳にいかないです。納税組合、置き換えられる訳ですから、当然。ですから、私は手数料の額というのは決まることによっては、場合によっては今よりも金がかかるのではないかという気がしてならないです。ですから、私は具体的にそれはセットでないですかと、こういう言い方をしているんです。何も健全な納税組合があるのに、わざわざ給与振り込みをして下さいということを行わなくていい訳です。給与振り込みをしたいという人についてはしたって結構ですよ。それはそれで結構です。ただ、行政として払う手数料が年間損をすると、幾らぐらいという腹づもりで交渉されているのか。ましては金融機関を集めてこの話をしたら、これ、カルテル結ばれますよ、完全に。ですからやはり競争入札ですよ、これは。市場原理を使って。そうしないとだめですと。金融機関が談合しますよ、これは完全に。1回決めたらもう下げるとするのは難しいですから。上げるのが当たり前ですから。ですから、私はこれは納税組合の育成経費と裏腹の関係にあるのではないですか。ですから私はこれはセットにしてくれませんか。判断するのに。これが第1点です。

それから、500から3,200のものは、この話ちょっと聞き取れなかったんですが、おおよそ800から2,200円の間ですというだけでは困るんです。一体どこの町が800円で、どこの町が2,000円で、3年間過ぎればどういう改革をするからこそ19年の1,200円でいいんだという理論がなければ、説得できないのではないですか、これは。私も町の連合会の一役員ですから、聞かれますから、これは。具体的にやはり説明をしてもらわないと、今程度の説明では私できません。具体的に説明してくれませんか。

それから、答弁らしい答弁はなかったんですが、先ほど国民年金の話をしました。条例でちゃんと決めればそういう制度が出てきて、金が滞納なくてこうやって納まる例だってあるんじゃないですか。国の政策だってちゃんと前納奨励金とつけていますと。3年で納めれば幾ら、1年分を納めれば幾らと。なぜこれが金持ちの政策なんですか。納める人があったらどんどん納めて下さいという奨励をするのではないですか、これは。これを納税組合から引き上げた結果、今問題になっているのではないですか。現実の問題として。そして、町の担当者が行って、どれ程度納まっているのか。全然分からないですよ、もう国民年金については。うちの町の担当者は分からないですよ。これに置き換えていくと同じですよ。今の話をすれば。ですから、私は額の問題ではなくて、こういう制度をなくすときに、何が次に派生をしてくるかということを考えてやってもらわなくては困る。現実に今滞納が増えているでしょう。町県民税だって何だって。現実の問題として起きているのではないですか。これが大きい市になっ

て、がらがらぼんという訳にはいかないです。ですから、私は何回も言うようですが、納税組合の必要性というのは、口先ではなくて具体的に育成強化をしなくてはならないのではないですかと言っているんです。何回も言うんですけれども、縮小再編成ではないですか。会長だって、この問題を集約するときは何て言ったんですか。趣旨を十分、納税組合の持っている機能性格というものを十分に認識して対処していきますと言っているのではないですか。これだったら、先ほど私の方の一納税組合の例を出しましたが、機能が停止しますよ。ですから、くどいようですがもう1回、納税組合の運動が継続できるような手法に切り替えていただかなくてはいけない。答弁なかったですが、なぜこんなにこの問題で担当者、分科会でもめているんですか。納税組合の存立をめぐるってでしょう。ここをしっかりとらわなくては困るんです。

議長 では答弁。

濁沼事務局次長 一つは、口座振替の手数料の関係、冒頭に言われましたので、またお話をしたいと思います。これは、全ての金融機関を統一するということが今調整をしております。ただ、一番問題なのは、例えば例にとらせていただきますが、七十七銀行さんを例にとりますと、手数料1件当たりの部分で10円をとっている町村というのは、具体的にいいますと築館さん、一迫さん、志波姫さんの3町であります。それから、それ以外の町村については全て15円になります。同じ金融機関であってもこうであります。それから今度は仙台銀行さんを例にとりますと、10円の一部が一迫さんと志波姫さんであり、他の町村については15円という金額です。それから、JAの栗っこさんについては高清水町さんはゼロであります。手数料は取られておりません。また、10円の町村が築館さん、それから一迫さん、それから金成さん、志波姫さん、それ以外の町村は15円であります。そうしますと同じ金融機関であっても、これは今までは自治体が別でありましたから、個々の契約に基づいて料金設定が話し合いの中でされたと思います。ただ、そうしますと新市においては一自治体になります。そうしますと、これまでの10町村の料金設定、違いがあった部分というのは、これは当然新市においては一つの料金設定に調整をしなければならないという部分であります。これは金融機関との協議の中で違う金額をまず統一するという部分です。ただ、考え方としましては、全ての金融機関、同じような金額で調整をしたいということで、今鋭意調整をしております。この部分で時間がかかっているということでもあります。

それから、前納報償金との関係であります。この部分については、先の取扱い関係で新市においた前納奨励金を廃止するということが確認をされております。そういう部分でありますから、あえてまたこの協議会の中でこの前納報償金の取扱いについて、またご議論がされるのはいかがかなというふうに思います。

それから、各町村の部分であります。これは先ほど言ったように新市の10町村の奨励金を合計しますと、57%が納付割額に基づく奨励をされていると。まずこれを廃止をせざるを得ないということでもあります。そうしますと、その割合からいいますと、一番その割合の大きい町村、これは先ほど千葉委員さんから言われたんですが、栗駒町さんがこの納付割額約950万という部分で、非常に納税組合に対する奨励金の中で納付割額の占めている割合が高い町村になります。そうしますと、先ほど言いましたようにこの納付割額を廃止をするということにいたしました。そうしますと、納付割額のウエートの大きい町村については非常に新市においては減額なる幅が大きくなります。そうしますとやはり個々

の納税組合の活動に支障を来たすだろうということで、この納付割額に変わるものを先ほどから言っておりますように組合員割であったり組合割であったり、それから1件当たりの納付書割であったりという部分に算定基準を置き換えて新市の制度にするということにいたしました。ただこれは決して納税組合そのものを廃止をしたり、それから納税組合が持っている機能を軽視している部分ではありません。これは新市において当然確かな市税を確保するためには、これからも納税組合が担っていただく機能は大事な部分だろうと思います。その部分を先ほどから言っておりますが、納税組合に対する違法性の問題とかいろんな判例等も踏まえて、どういう方法であったら新市において適正な補助体系が組めるかということで、いろいろ議論された部分が今回提案した内容であります。これはいろんな部分で議論されました。10カ町村の税務の収納担当の方々に大分議論いただいて、そして違法性が少しでも少なくなるように、そしてなおかつ各町村の納税組合の活動に支障を及ぼさないように、そういう部分でいろいろ議論された部分が今回お示しした内容であります。以上です。

議長 今、担当の方からいろいろと説明がございました。千葉委員からは国民年金のことを例にとって話がありました。国民年金は、これは国民の義務になりましたのでそのような結果になった訳でして、以前は町村が事務委任をされたときには、やはり当然各納税組合でも取扱いをいたしまして、国民年金の滞納というのは非常に少なかったこともそのとおりであります。そういうことで、結果的には納付割に交付をいたしておりましたこのことについてはいろいろと違法性があるというふうな法律判断等もございまして、そういうものをなくすためにできるだけ近づけていこうということでこのような制度を、なかなか大変であったようでございますが、事務当局といいますが、各町村の担当者が相寄りまして、このような案が最良であるというようなことで提案いたしました訳でありまして、確かに個々の納税組合に参りますと、いろんな多少の額の相違は出てこようと思いますが、新市における統一した見解でもってやっていこうとなれば、やはり多少はそのようなことも出るのかなというようなことでご了承を賜らなければならない分野もあるのではないのかなというように思う次第であります。そういうことで、今回このような協定項目にいたしました。いかがでしょうか。はい、もう一度。

千葉伍郎委員 先ほど言ったように、そういうものをなくすことも協議会で確認したんだからという言葉じりをつかえて申し訳ないんですが、そういうことを主としてお返しいただくのであれば、この確認内容を見て下さい。納税組合については、社会的役割が大きいと思われるのでそのまま新市に引き継ぐんだと。ただし補助金、こういうものはなくすんだということであれば、なくすなりにそれに代わるものを、助成策を、あるいはそれに代わる名前を変えて検討しなくてはならないのではないですか。金額のところだけ合意事項だと言って、その他は何もしないのでは、これは存立になりませんよ。

それから、19年までの間に、3年間の間に1,200円に戻していきんだと。3年間に戻していく、どういことをやれば3年後にこの1,200円にしても何も問題できないということなのか。この部分は説明ないですよ。私は、3年か4年たったって、同じだと思っていますよ。このままいけば、縮小再編成の方に進んでいくのではないですか。それとあわせて納税滞納者が増えていくことになるのではないですか。だって、職員が今滞納者に歩いている経費、幾らかかっていますか。それを考えたら私たちが言うのはおかしいです、本当は、納める方法を早くあれしろなんて言うのは余計な心配なんです、本当は。しかし、私も議員もしていますから、今の納税の状況を見ますと、手をこまねいてお

ったのではだめですよという警告を含めて、私は納税組合の育成強化というのが必要だと言っているんです。再編成でしょう、これは。ですから新市になって3年後に見直す裏付けとして、どういうことをやっていけば1,200円に行き着くところはいきますよという説明がなければ、3年目になったら、あの時決めたんだからいいのではないかということだけの話になるのではないですか。500円から3,200円の差ですから。それぞれ生い立ちがあってやってきた経過を踏まえれば、これは今言ったようにそのことが決して新しい財政運営を立てていく際に、マイナスになるようなことを言っているのではないです、私は。滞納をなくすためには、こういう組織を活用してやらなくてはならないのではないですかと。今、都市化現象にある町村の実態はそのとおりではないですか。仙台だって、納税組合組織率が30%を割ろうとしているんですからね。栗原郡だって、ここに書いてあるように組織率が全く違うでしょう。それを10カ町村でまとめて物を言おうとするから無理があるんですよ。みんな都市化現象の中で新人類の人たちがいて、こういう状況になっていることは間違いないんです。しかし、できるだけその被害を少なくして、初期の目的を達成するいわゆる社会的任務をちゃんと確認をしていくというのがこの納税組合の強化発展の方策ではないですかと。ですから会長さん、この銀行の手数料とセットでいいのではないんですか、この問題。どうせこれだけ先にいったってどうしようもないんですから。全部口座振替に切り替えていくというものの方針化と一致する訳ですから。何もセットでいいのではないですか。私しかおしゃべりしませんけれども。納税組合の問題で、現実の問題として携わっている皆さんから考えてみなさい、本当に。甘いですよ大体。

議長 ありがとうございます。納税組合というのは、納税貯蓄組合法によって、これ行使される訳でありまして、本来であればこれは自分たちの納める税金は自分たちでというふうなことなの原則なんです、やはりそうではなかなか組合が成り立たないということで、各町村がこのような制度をもって、それぞれ納税組合の組織に交付をしてきた。これをいずれ新市になるのであるからして、各町村のそれぞれやってきたものを統一をしていかなければ、やはりこれは新市としてのいわゆる統一ができないということで、このような結果になりました。いずれ19年度、組合員数割、これを1,200円にしていきたいということでございますが、これは17、18年の2カ年間の間はそのままにしていって、その都度今度はまた19年にこのように直すのであれば、当然新市になってからこういうものの見直しでございまして、いずれ市議会なり、なおかつまた新しい新市の当局等でいろいろと論議してやっていくのがよいのではないのかなというふうに、今会長としては考えている訳であります。いずれ年度間においてこの表にもございますように、個々の組合からすれば多少の違いは出てくると思いますが、15年と17年度、来年度の予想金額、これを比較すると大体180万ほど少なくなるとはありますが、その内容でもって担当の方で決めたということでございまして、ひとつご了承賜って、これらについてはやって参りたいなというふうに考えております。いかがでしょうか。（「ちょっと待って下さいよ」の声）

千葉伍郎委員 あのですね、積み残しが無いならいいんです。その会長が仕切ろうとするものは、積み残しが現実にある訳ですから。積み残しがあるんですから、何も無理をして今議論して決着をつけなくてはならないということなんですか。積み残しをちゃんと決めて下さいよ、それならばセットで。そして数字を出して下さい。分かりますから必ず、数字が。扱い数によって決まりますから、これは。本当にこういうやり方の方がベターなのかと。納税組合に1回手をつけたら難しいですよ、再建をする

というのは、ですから私、力説しているんですよ。それは納める税金を納めるのは当たり前です。何もどこからお金が来ようと来まいと、納めるのは当たり前だと言われればそのとおりなんです。しかし現実の問題として、今2と3のうち、3がセットになってまだ未解決ということになるんですから、そのときに一緒に整理してはどうですかと言っているんです。どこにそんなに何もかにもそんなにうまく皆いく訳ないんですから。

議長 これ、3の問題についてはまだ協定、事務的にもまだ協定するくらいのもになっておりませんので、3が出てきた場合であっても、いわゆる今論議しておりますこの納税貯蓄組合の補助金の取扱いについては変わらないものであろうというふうなことで、私は感じておりますが、それでもいいのであれば3と一緒にセットしてでも結構です。これ、3が決まったからしならばこの納税貯蓄組合の補助金はまた変わるんだということではないと思いますが、いかがでしょうか。

千葉伍郎委員 そうでなくて、この口座振込に行政として払う総額が見えてくる訳ですよ。いいですか。例えば、私らの方の町は企業会計の水道料金、下水道会計等は口座振り込みしていますが、その他の税はしておりませんからね。一般税、国保税は口座振り込みしておりません。そのことによって、どういう活動を見込んで、手数料が年間トータルでどのぐらいになるのかという試算をした上で、やはりその方が納税組合、少しぐらいペースダウンしてもこれがこれで済むんだなという説得があれば合意に達するかもしれません。数字というのはそうなんですから、現実には机上で考えているような数字でない動き方をするから、私はお話をしているんです。何もこの後やっただってこんなに物の、ただ枠をぎちっとはめてしまって、2と3一緒だから2の分は終わったんですからねという枠のはめ方をすると、またマイクを持ちたくなるんです。数字が事実上決まるのではないですか、そのことによって。そうするとなるほどなという数字が出てくれば一緒になるのかもしれない。

議長 手数料が決まっても、今示しておる数字には影響がないと。口座振り込みの手料は手数料だということを今申し上げたところでございます。

いずれにいたしましても、1時間経ちました。ここで3時10分まで休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開

議長 それでは、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

再度、事務局の方から答弁をさせます。

濁沼事務局次長 それでは、もう一度説明させていただきます。

これは、幾度となくお話ししているんですが、新市においては納付割額を廃止することといたしました。これは先ほど、理由については極めて違法性が高いということで、いろんな自治体の凡例等が出ていうことからであります。栗原においては、10町村の納付割額に占める割合が57%になります。これを新市において廃止をしますと、単純に納税組合に対する補助金が15年度の実績額よりも57%、約2分の1強減額になるという事実がございます。そうしますと、やはりこれは個々の納税組合の活動に非常に支障を来たすだろうということで、算定方法を変えながら組合員割額を新たに設けて、500円から3,200円の幅ということで、この57%の納付額を占める割合、金額等の減額をさせ

ないということで、このような試算にいたしました。そうしますと、16年度の納税組合の補助金額については、1月か2月ごろに確定になるかと思えます。そうしますと、17年度予想される税額は約6,000万円ということで、15年度が6,200万円でありますから200万円弱の減額ということであります。こういう幅であれば、少なくとも17年度の各納税貯蓄組合の活動等には大きく影響は及ぼさないだろうということで、このような積算の方法といたしました。ただ、18年度以降の部分については、先ほど協議会長がお話をいたしましたように、これは新市の執行体制の中での考え方等があります。この部分については、これはまた新市で鋭意いろいろ検討されると思えます。それから、これまでの議論でもお話ししましたように、やはりこれも含めて納税組合等に対する補助金も含めて、地域活動相互補助金みたいな、そういう部分が必要だろうということで、これも前の協議会で幾度となくその必要性について説明をさせていただきました。そういう部分を含めて18年度以降、新市においてそういう部分を検討を加えていくということで、この考え方のスタンスは納税組合に対する補助金を急激に減額はさせないと。これからも組織を育て育成していくというような基本的な考えを持っています。ひとつそんなことでご理解をいただければと思います。以上です。

議長 以上のとおりだそうでございますが、いかがでしょうか。ご了承していただけますか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは異議なしということがございます。

それでは、協定項目の 納税貯蓄組合の補助金、助成金、奨励金等については、ただ今報告したものを原案として了承することに決定して参ります。

続いて、2、議第19号 消防防災事業について。 災害対策本部について、それから 防災計画について、これらについて今回新たにこれらの内容が決定いたしました。これらを報告議題にいたします。

それでは、消防防災関係事業についての内容の説明を求めます。

濁沼事務局次長 それでは、次に、消防防災関係事業に係る災害対策本部及び災害対策基準等の行動マニュアルについてであります。

3ページの資料2をお開きいただきます。

左欄は、災害時、震災時及び風水害時に対する災害対策本部の設置基準を表記したものであります。政府の地震調査委員会は、20年以内の2023年ごろまでに宮城県沖で発生するマグニチュード7.5から8.0規模での地震発生予想率を88%と予想しております。30年以内の2033年ごろまでの確率となりますと99%というふうに予想しております。

このようにきわめて高い将来、宮城県沖において大規模な地震が予想される中、新市といたしましては震災時の対策に万全を期するため、震度4で災害警戒本部を、震度5弱以上で災害対策本部を市長を本部長として市役所本庁舎内に設置することといたしました。

対策本部の構成員は、各部長等で、本部長が指名する者といたしておりますが、本部委員は、消防本部の消防長や市の消防団長も含めております。

新市の具体的な防災計画の策定につきましては、第6回の協議会で確認されましたように、今年度策定見直しをされております宮城県の防災計画とマッチさせるため、新市において速やかに策定することといたしました。また、風水害時の本部設置も同様であります。震災時及び風水害時とも、必要に応じ

て被災地での早急な指揮や連絡等ができるよう、関係総合支所内に総合支所長を現地本部長とする現地災害対策本部を設置することといたしております。

次に、大規模災害発生時における職員行動のマニュアルについてであります。

職員行動マニュアルは、一般災害時における職員の参集体制や、初期行動の対応が迅速かつ適切に実施することを目的とし作成するものであります。この職員行動マニュアルは手帳用に編集をし、全職員に配布、携行させるためのものであります。

職員行動マニュアルの内容ですが、組織的行動の早期確立のための職員の配備体制、指揮伝達や情報収集伝達傾向の統一、災害対策車両の確保や避難場への対応、交通規制等の対応に加え、震災時には飲料水の確保や火災消火活動、二次災害の防止等に係わる職員の行動内容を表しております。行動マニュアルは4 5 ページ余りになるものであります。右欄の部分についてはその骨子を記載したものであります。

なお、震災時における職員の配備発令基準となる震度観測点は、本庁及び総合支所内に設置をされませぬ震度計といたしております。以上です。

議長 ただ今説明がございました。

新市における防災体制について、これは新たに組織されます市長以下各職員の、いわゆる市としての対策本部の設置方法、それから新市としての職員のいわゆる災害時の行動マニュアルというものを決めたものでございます。

ただ今説明が終わりました。質疑を承ります。ございますか。ございませんか。（「なし」の声）それでは質疑なしと認めます。

それでは、防災体制については、ただ今報告したものを原案として報告どおり了承することに決定をして参ります。

続いて、3、特別職の職員の身分の取扱いについてを報告議題にいたします。

これも1、2と分かれておりますが、一括して説明をさせますのでお聞き取り願いたいと存じます。

それでは事務局、内容の説明。

濁沼事務局次長 それでは、次に特別職の職員の身分の取扱いについてであります。

4 ページ、5 ページ、6 ページの資料3は、主だった非常勤特別職の定数、任期、報酬額等を表したものであります。右欄については、10町村の現況報酬額を記載しております。比較をしながらご覧をいただきたいと思っております。

それでは、主だった項目についてのみご説明をいたします。

4 ページの情報公開審査会及び個人情報保護審査会委員としての弁護士報酬につきましては、新市においても顧問弁護士が必要であるとの観点から、現在の弁護士報酬額が最も低い築館町の例により調整いたしました。

選挙関係の報酬額につきましては、国政選挙の基準額といたしました。

栗原市消防団の報酬額につきましては、団長報酬額を古川市の例とし、副団長については現況報酬額が一番高い若柳町の例といたしました。分団長以下につきましては、郡内10町村の平均徴収額で調整をいたしました。消防団の任期は、一般団員を除き2年の任期といたしております。

交通指導隊の隊長の報酬は12万円とし、地区隊長以下の報酬額は10町村の現況平均報酬額で調整

をいたしました。

次に、5ページであります。

5ページの介護認定審査会の委員報酬は、10町村の報酬額が同額なことから、現行報酬額といたしました。

社会教育指導委員は金成町の例により、在学青少年指導委員は築館町の現行報酬額で調整をいたしました。

体育指導委員会委員につきましては、93年以内の定員といたしましたが、この人数は10町村の現況人数であります。また、結核対策委員会につきましては、現在10町村で協同設置いたしておりますが、その報酬額で調整をいたしました。

幼稚園の園長につきましては、小学校敷地とは別の単独敷地内に園舎がある理由等から、栗駒町外3町で専任園長を配置いたしておりますが、それぞれの施設規模や園児数、また高清水町のような幼保一体となった保育年数の違い、園長としての勤務体系等の違いから、現行金額幅での調整といたしました。また、兼任園長や副園長につきましては、それぞれの隣接する小学校長や教頭が兼務いたしておりますが、表記金額の内容で調整いたしました。

次に、6ページをお開きいただきます。

6ページは、栗原市の行政区長報酬額及び業務内容等についてであります。

一番左上の方にありますが、256行政区で267名の人数となっておりますが、築館町については3名の副区長、栗駒町については8名の区長補助員がおりますので、これらを含めた人数となっております。区長任期は3年とし、専任基準といたしましては75歳を超えた人は選任しないことといたしております。

報酬額の算定基準ですが、均等割、世帯割、地域割の3方式での積算とし、16年度予想額をベースとしながらそれぞれ均等割額を40%、世帯割額を40%、地域割額20%の割合での算定といたしました。また、行政区長会に対する補助金につきましては、行政区長会はあくまで自主的団体であるということから、補助金は交付しないことといたしました。会議等に対する区長さん方の出席費用弁償は、日額1,500円とし、定期区長会議は四半期ごと各総合支所ごとに開催をするをいたしました。また、文書等の配布回数は、現在それぞれの町村事情により、瀬峰町のような毎月1回の配布から一迫町、志波姫町のように毎週2回の配布町村もあります。このようなことから、新市の文書配布回数は毎週1回とし、うち全戸配布の文書等は1日と16日の月2回に集中させることといたしました。区長宅への文書配達は、職員が行うことといたしました。以上であります。

議長 大分、非常勤の特別職の職種といたしますか、委員の方々の種類といたしますか種別といたしますか、数多くありますが、現在各町村で設置しております委員の方々をほとんど網羅して、ただ今別表に表しました。数多い中でございますので、質疑といっても大変ご苦労なさる訳ですが、それでも皆さんのご意見を受けながら、これらの協定をして参りたいと思います。

ページ数がありますが、質疑の際にはページ数をおっしゃっていただいて質疑をしていただきたいと思います。ご質疑ございませんでしょうか。遠藤委員。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

6ページ。行政区長。今回この市になった場合の行政区長の選任というのは、市長、これ市が選任す

るんですか。その選任の方法を伺います。というのは、志波姫町の場合は、任期が来た場合には地区の方に、公民館長に地区の区長さんを選任して欲しいということで、地区にお願いをして、地区では総会を開いて区長さんを町長の方に選任届けを出すと。そうした場合に町長の方では委嘱状を交付するということになっています。ただ、今回の案を見ますと、75歳を超えている場合は選任しないというのは、地区民からすれば、もし75歳の人を選任された場合に、市長は委嘱はしないというのか。あるいは最初から市長が行政区長を選任するのか。その方法をお聞きしたいです。

議長 内容。現在分かっている範囲内で、担当説明。

鈴木事務局長 それでは、1点目ですが、いわゆる区長の選任の関係でございますが、これは基本的には4月1日からいわゆる新市の業務を行っていただくという観点から、職務執行者の選任でもってとりあえず発令をするということになるかと思えます。

なお、推薦の関係でございますが、現在協議の中では、事前に各町村の方には協議会で確認された内容をもってお願いするということになるかというふうに考えています。

議長 よろしゅうございますか。

遠藤 實委員 もう一度。志波姫の遠藤です。

といいますと、4月1日に合併しますね。そうしますと、一応栗原市としては267人を市長が委嘱すると。一方的に行政サイドから委嘱するとなる訳ですか。

議長 一方的ということではないと思いますが、その辺ひとつ説明して下さい。事務局。

鈴木事務局長 先ほどの説明でちょっと漏らしましたけれども、事前にあらかじめ地区の方からの推薦をいただくという方向で現在検討してございます。ですからそれを受けて、地区推薦を受けて4月1日付の職務執行者の発令というふうに検討してございます。

議長 はい。

遠藤 實委員 では、もう1回。

それで、ここに75歳という年齢を限定、栗原市長は75歳以上は再任しませんよという一方的な決め方ですけども、地区と市長の間でそういう年齢の関係で、仮に76歳の人、地区によっては私の志波姫は76歳がいるかどうか分かりませんが、現実には区長さんとして働いている人が今まであった訳なんですけど、76歳の人でもし推薦された場合には、市長はあくまで再任はしませんよと。区長としては委嘱しませんよというやり方をやる訳ですか、75歳と決めた以上は。その年齢の決めた過程といいますか、75歳という一つの年齢の設定の考え方をお聞かせいただけます。

議長 事務局。適切な答弁をして下さい。

鈴木事務局長 これにつきましては、これまで各町村の状況等々いろいろ協議の中でされました。区長さんについては各地区への文書配布等々をやっていただいている訳ですけども、例えば雨、雪、そういった天候の状況等々、それからいろんな交通事故等々のことも考えると、ある一定年齢でもって推薦をお願いするということから、今回これでご確認いただければあらかじめ各町村に新たに推薦をしていただく方については、75歳以下でもってご推薦いただきたいということでご通知を差し上げたいというふうに考えております。

議長 定年制を設けるとのことだと思えます。75歳。ですから選任するときは75歳に達しておられない方は選任する。ただし、3年間のうちに75歳に達してもこの方は致し方ない。任期まではそ

の方はやるというような、恐らく話し合いの過程ではなかったのかなと思います。いずれ、これ確かに今新市になったからといって、75歳だからあなた辞めなくてはならないということになるのか、1回目の区長さんの任命については、現在の行っておる方々が引き続きやるというふうなところも、恐らくは出てくると思うんです。そういうものはこれから新しい職務代理者をお願いをしてといたしますか、これから町村長会議でも会議をして、その辺はきちんとやはり経過措置、こういうものは考えていかななくてはならないと思います。いかがでしょうか。その他ございませんか。よろしゅうございますか。佐藤委員。

佐藤幸生委員 区長報酬について、ちょっとこの表を見る限りにおきましては、これを策定してやった方々には正しく理解されることだとは思いますが、私どもただ単純にこの表を見ますと、高清水の場合は、平均月額で8万から9万2,000円ということになっておりますが、今回新市以降におきましては均等割が月額2万4,000円ということになります。単純にこれだけ見ますと合併協の委員として区長さんから大変なおしかりを受けるなというふうに私、覚悟をして今議長さんとも、いや困ったという話をしたんですが、ただ、総体的にこの予算を策定する段階におかれましては、1億9,300万のものが1億9,200万ということで、約六、七十万の減額程度におさまるんだということのように理解をしたんですが、そうしますと月額の均等割額と、それから世帯割、地域割等を勘案して試算をしますと、現行の区長報酬にやや見合うというようなことになるのかどうかということについて、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

議長 今の質問に対して答弁して下さい。

濁沼事務局次長 これは、先ほどの提案の中でも説明をさせていただきました。その現行の配布の方法が大きく違う部分がまずあります。月1回の町村、それから週2回の町村。別な言い方をしますと月1回の町村と、月6回から8回の町村と、それだけの違いがあるという部分での調整をせざるを得なかったという部分です。

それから、今の高清水町さんからの金額からいいますと、この基準からいいますと300万強減額になります。ただ、これも各町村ごとの対比ではなくて、総額の中での調整をしました。そうしますと、例えば現況報酬が高い町村、この町村については当然のように減額になります。それから、現行報酬額が低い町村については当然のように高くなります。そういう部分で調整をさせていただきました。そういう内容からいいますと、これは256行政区、全て対比はしておりませんが、町村ごとに対比をいたしました。そういう町村のばらつきがあります。逆に、現行報酬額より増える町村も何町かあります。それはその調整の仕方とすれば当然いたしかたないのかなという感じがいたします。また、その町村によって均等割と世帯割40、40とした部分、これは後の地域割20%の部分は距離割の部分です。例えば行政区によっては散在、点在している行政区、非常に効率の悪い、区長さん方にご苦勞をかける行政区もございます。それから、世帯が密集をしている行政区もございます。ただ、それも一概に点在、散在しているから大変という部分でもありませんし、密集しているから容易という部分でもありません。いろんな事情等がございます。こういう部分で、ただ地域割については距離割3ランクにいたしました。ただ、それを余り大きくしますと、例えば500メートル違うだけで報酬額が月万単位で違ってくると。そういう部分については非常にまずいだろうということで、地域割の距離については余り格差が出ないような部分で調整をさせていただきました。今のご質問にもあったように、いろんなケースが

町村にはあるかと思えます。ただ、それは16年度の総額の部分の中で調整するというにさせていただきます。ただ、これからの大事な部分、1日と16日に全戸配布を集約とした部分については、これは新市においていろんな文書関係、いろんな担当課なり担当部から発送されると思えます。特に新市移行時はそのような文書が非常に多くなる訳です。ただ、そうしますとその文書の配布の毎週のたびに毎戸配布の文書では区長さん方が大変だろうということで、基本的には1日と16日の月2回に集中をさせると。毎戸配布の文書には集中をさせて、それ以外の週については、毎戸配布以外の文書配布ということで、余り区長さん方にご負担をかけないというようなことで調整をさせていただきました。以上であります。

議長 今の答弁で、なかなか高清水の方々のご了解願えないのかなという気もするんですが。はい、茂泉委員。

茂泉文男委員 花山の茂泉です。

任期ですが、各町村みんな一律に今度の4月1日付の交付ということになると、現在の任期は中途半端というか、あるいは去年あたり、あるいはことしの春あたり、任期を更新したということでの区長さん方もまづもって辞めなければいけないという解釈でよろしいんですか。

議長 今の質問の内容。

濁沼事務局次長 今、ご質問があったとおりであります。ただ今の現況は、10カ町村の中で4年制の任期を持っております町村もありますし、2年の任期を持っている町村もございます。ただ、それも含めて10町村は自治体が消滅する訳でありますから、その任期がいかに残っていても、それは3月全て任期は終了すると。そして、4月1日に新たなこの3年の部分で再度新たに委嘱をし直すということになります。（「もう1点」の声）

議長 はい、どうぞ。

茂泉文男委員 その点については、分かりました。

それですが、現在75歳以上の区長さん方でも、非常に部落民から信望が厚いと。この人が75歳で辞めさすのは僥倖がたいと、そういった話もあろうかと思うんです。現実には、花山の区長さん方は大体その辺に近い信望の厚い75歳ぐらいのところではないかなと思っているんですが、これは初期に限っては、それはちょっと僥倖ないということで、次回からということにはできないものか。その点をお伺いしたいと思うんですが。

それともう1点、花山は豪雪地帯なんです。鳴子町は特別豪雪地帯ということで、特別の交付金などはあるんですが、花山もそれに似たような地域があるんです。鳴子町に近いところなんです。そういうことでの豪雪手当的なものは考えられないものかというふうに、この2点をお伺いします。

議長 今、茂泉委員からお話がございました初年度の対応です。先ほども遠藤委員から話された際に、10人の町村長でもし特例を1回目だけできるのであれば、これは特例として設けて、現在の区長さん方がそのままなるところもあると思えますから、これはどうなりますかこれから検討させて下さい。1回目だけの特例を。

それから、次の手当。

濁沼事務局次長 今、花山地域の、例えば冬道等の加算の話かと思うんですが、同じように事例が栗駒町の耕英地域にあります。耕英地域の方はもっといろんな部分からいうと豪雪等のランク的にはも

っと上かなと思うんですが、栗駒町においてはそういう加算はされておられません。これは加算をやっている町村はございましたが、新市においては特例加算をしないということでもよろしくお願ひしたいと思います。

茂泉文男委員 分かりました。

それで、今会長がおっしゃいましたが、信望の厚い75歳になってもなおかつ部落民から慕われていると。ここで辞めてもらうのは非常に僥倖がたいという、そういったことなどいろいろ踏まえながら今期といいますか、来期につきましては特例的な措置をお願ひできれば非常にありがたいと思います。以上です。

議長 分かりました。

石川委員。

石川正運委員 築館の石川でございます。

栗原市消防団の報酬に関わっての質問をいたしますが、報酬等々団長から団員までは理解できますけれども、各町村によっては、いわゆる有事の際、火災等災害時の際に出動費といいますか日当といいますか、あるいは演習等でも、そういうのを日当支給といいますか、そういうのを支給しておった町村があったと思うんですが、この中には全然それが見えていないんですが、今後はそのことについてはどういふ対応をとられるのかお聞きしたいと思います。

議長 出動手当を支給するかどうかということです。事務局。

濁沼事務局次長 この部分には出しておりませんが、出席費用弁償、出動手当ということですが、火災時とそれから演習時というふうに充てました。それで火災等に対する出動手当は2,000円ということにいたしました。それから会議等については1,500円ということでこの部分を支給をするということにしてあります。以上です。

議長 よろしゅうございますか。了解ね。その他ございませんか。なければ質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、質疑なしと認めます。

それでは、ただ今議題に供しておりました 3の協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについては、報告どおり原案を了承するというので決定して参りたいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

議長 異議なしと認め、報告どおり決定して参ります。

それでは、4の協議第55号 先ほどこれも簡単に説明ございました網かけの部分、よろしゅうございますか。いいですか。これは先ほど説明して、まだ協議相整っておらないということで、次回の協議会にこれはきちんと内容を決めまして、口座振り替えの手数料と同じように次回の協議会に報告いたしたいと思います。よろしゅうございますね。

6. その他

議長 それでは、以上で報告事項は終わりましたが、その他に入ります。その他ですか、千葉さん。はい、どうぞ。

千葉伍郎委員 その他の事項で、二つほどお聞きをしておきます。

一つは、10月19日、第21回のその他のところで申し上げましたが、第三セクターの法人の3月から4月にかけての越し方です。これについては議事録を見ますと、議長さんの、会長さんの座長の結論ですよ、できるだけ早い時期にこれらの結論を得て、皆さんにご報告をしていただきたいと思いますのでよろしくと、こういう最後のまとめをしています。今日、何も報告がありませんでしたが、いつこの問題は報告しようということ考えているのか。これが、まず1点。

それから第2点目。

第2点目は、平成15年12月25日に、第10回の際に一般職の職員の取扱いについてということで提起を申し上げまして、労使間協議の話をしてきました。そのときには、まだ進めていませんでした。当時お話をした議事録を見ますと、少なくともこれは4月1日以降になっては意味がない訳です。労使間の労働条件に関わる問題でありますので、窓口が既に開かれているのかどうか。労使間協議が行われているのかどうか。このことが積み残しになっております。したがって、現状におけるこの労使間協議の労働条件に関わる問題について、いかほどどのように進んでいるのか、この2点についてをお聞かせ下さい。

鈴木事務局長 2点ほどご質問がございました。一つは三セクの取扱いの関係でございませけれども、これについては協議会の皆様方に報告しないのかという趣旨かと思われませんが、実はこの件に関しましては先般、関係する町村の方に取扱いについてはご報告、取扱いの仕方については通知済みということでご理解をいただきたいというふうに思いますし、それから第2点目、いわゆる労使間交渉についてでございますが、先般この件に関しては、郡の職員の組合連合会というのがございました。そちらからの申し入れによりまして、1回目ではございましたけれども、12月1日、いわゆる総務課長さん方との懇談会を開催いたしました。その際にいろいろ組合側からのご希望とか、あといろいろございましたけれども、その辺についても事務事業の調整の一つという位置付けの中で、ある程度は町村の担当者レベルで、自分たちの問題点等出し合いながら、それを事務事業調整の中で反映していただきたいというような趣旨の、1回目ではございましたのでそういう会議を行いました。なお、その機会があったら何度かそういう会議を今後とも開催して欲しいという申し入れはございました。そういう状況でございました。

議長 千葉委員、大変申し訳ありませんでした。これ町村長たちで協議をして、その内容は整ったんですが、委員の皆さん方に本来であればご報告申し上げるところ、誠に申し訳ありません。そのような会長、答弁をしておったことを失念いたしておりました。これは、今からその書類を出せといっても無理なので、次回に役場にはそれぞれ通知したとおりです。ただ、委員の方々に報告しておりませんので、これは次回にこの書類をつけて、今持って来いと言っても無理だと思いますので、ご報告させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

千葉伍郎委員 後で報告をするということでしたらそれ以上のものはないんですが、第三セクター絡みの関係につきましても、それぞれ登記上は何もしなければ登記上は何も問題は起きない訳ですけども、現実の問題としてはそうはいかない訳です。それは、併せて責任問題にも発展をしますので、ここは私は、すっきりしておかなくてはならないと思っています。したがって、今言われましたように、ただ町村間に、町村長に連絡をすればいいという代物ではないです、これは。この合併協議会にお

ける重要な一つの柱ですよ、これは、ね。だから会長は私の前回の際にそういう答弁をしたと思うんですが、協議事項の最たるものですよ、これね。ですから私は、きちっとやはり会議を示した後は、何が課題として残っていたのかということ、事務局も整理をして、町村会にかけるとはかける、報告するものは報告する、けじめをちゃんとつけて下さい、これは。これはまず一つ。

それから、職員の取扱いの問題ですが、事務事業で取り扱う中身とは違います、これは。前から言っていますように、会長も現にこのときに答弁しておりますように、少なくとも4月1日からこの問題が未整理のままに進んでいくという訳にはいかないんです。事務事業の話ではないです、これは。事務事業は事務事業、労使間問題は労使間問題で、きちっと位置付けてやらなくてはならない問題です。それを何か専門部会みたいなどころにごちゃっとまとめて、結論を得るような話では、これはだめですよ、やはり。窓口をちゃんと開いて、交渉するものは交渉する。整理つかないものは整理つかない。こういう中身をしないと、4月1日以降の移行問題ですから、これは最たるものですよ。人件費の関わりみんな出てきますから。10カ町村の給与一つ見たって、みんなばらばらでしょう。これ、どう調整するかと。これ、事務屋の話ではないでしょう。何年かかってどうするんだというやり方も労働条件の最たるものではないですか。こういう問題を積み残しにならないように、きちっと窓口を開いて交渉するものはするんだという姿勢を示して下さい。

議長 労使協定、これは確かに必要なことであろうと存じます。だれとしからば協定するか。これはやはり今の町村長10人と協定する訳にも参りません。やはりそういうものの原稿を作るということは、今の範疇ではきちんとできると思うんです。それで、これは4月以降の職務執行者なり、新しく出る市長なりときちんと協定をして、これは初めて立派な協定書になると思うんです。そういうことで、それは今千葉委員がおっしゃいますように、それらの取扱いの内容、原稿を作っておくということについては、私はやぶさかでないと思いますので、この点については、我々町村長、逐一労働組合と協議をしてもなかなかそういうものの時間的なことも大変でございますので、やはりこれは事務局の方できちんとその内容を検討させて、原稿になるようなものを作るといいのではないのかなと思います。いかがですか。

千葉伍郎委員 合併という一つの移行措置でありますから、協定文をだれが結ぶかというのは、これはまた別な議論でいいと思うんです、それは。合併の過程の中で出てきた整理をこういう形で整理をしましたと。あるいはこういう移行措置をしましたということで、4月1日以降、職務代理者ないしは新市長に引き継いでいくことは事務的にはそれは正しいと私は思っています。だからといって、それは合併の一つの事業でありますから、ここは執行者の方は10人の首長さんになるか3人になるかは別にいたしまして、ちゃんと意思統一をして対応して欲しいと、こういうことを私は言いたくてマイクをとったのですから、その趣旨についてご理解をいただいたかどうかを確認しておきたい。

議長 了解いたしました。

その他、あと。佐藤委員。

佐藤利郎委員 花山の佐藤です。

先ほど消防の関係、ちょっと戻して申し訳ないんですが、消防の関係はOKなんですが、指導隊の方、これは例えば交通安全とかそういう消防団の、例えば出勤を頼むという場合の出勤に関しては消防と同じように載っていないんですが、その辺はどういうふうに決めたんだか教えていただきたいんです

けれども。

議長 いわゆる1日の日当ですか。出勤した場合の手当。消防のように出るのか出ないのか。

濁沼事務局次長 お答えします。

これは、交通指導隊についても、消防団と同じように出勤手当、この部分を支給するというようにしてあります。ただ、この交通指導隊については、1日なのかそれから半日になるのかということで、半日の部分と、それから1日の部分と分けた部分での手当の支給ということで、支給する方向で検討しております。

議長 半日の場合は半日分、1日の場合は1日分と、今こう語ったんだと思うんです。なかなか難しいと思いますが、いずれとにかく支給するというので、ひとつ検討させて下さい。支給することは間違いないということで。よろしゅうございますね。

その他ございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、事務局に譲ります。どうぞ。

7. 閉 会

鈴木事務局長 どうも大変長い時間ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、副会長でございます築館の町長さんより閉会のご挨拶をいただきたいと思っております。

千葉副会長 しばらくぶりの合併協議会でありましたが、開会からちょうど2時間ぐらいたっておりまして、熱心なご討議をいただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

区長さんのことです。町村によってまちまちでありまして、年齢が75を過ぎててもかくしゃくとして地域の人望もあるから、この際75を過ぎたからすぐ辞めろというのもちょっと問題だと。私はその逆の場合もあると思います。早く辞めてもらいたい。区長に。これは、その地域の人たちが悪いと思うんです。自分たちが遠慮というか辞退して、余り好ましくない者をぎりぎり何十年もさせている地域もあるんです。だからこれは一度はやはり定年制というか、それから時代に合わない人もいます。大正時代に生まれて、そして昔のことばかり言って、それが正しいようなことで言って、今の時代に合わないような人もいます。これではなかなか難しい問題ですが、これはさっき例外的というか、1回目だけは何とかしようという話もありますので、これは検討していきたいと思っております。

それから、何だか最後の方、交通指導隊が出たんですが、消防団だけを重視して、宮城県というところは、交通指導隊というのを軽視している県なんです。消防というのは毎日火事が起きる訳ではないですから。そして、消防団は特例で分団待機と。演習にも何にも出てこない。何十年もやっている者は表彰を受けたり、人によっては叙勲になる人もある。交通指導隊の方は、これは築館町だけの例ですと、毎日のように出ていますよ。仕事をぶん投げて。だから、そういう人に対して宮城県知事は、表彰したことがなかったんです。今まで。去年から始まったんです。これ、言わなければ分からないの、あの知事もね。そういうところがありますから。皆は、交通戦争と言われるように、交通指導隊の使命というのは非常に重大だと思うんです。そういう人に対して感謝の気持ちを持たないよう

な住民というのはだめだと。だから、とんでもないところに抜けているところがありますから、これは手当も何も十分して、働いていただくと。そして、子供たちを交通事故から開放してもらうようにしなくてはいかんという意味で、最後の方で花山の方からそういう話が出た。これこそいいことだなというふうに思っております。

どうも長時間、ご苦勞様でございました。

午後4時03分閉会